

自殺対策基本法案要綱

第一 目的

この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とするものとする。 (第一条関係)

第二 基本理念

一 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならないものとする。 (第二条第一項関係)

二 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならないものとする。

(第二条第二項関係)

三 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならないものとする。

(第二条第三項関係)

四 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならないものとする。

(第二条第四項関係)

第三 責務

一 国の責務

国は、基本理念にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(第三条関係)

二 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じ

た施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。 (第四条関係)

三 事業主の責務

事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (第五条関係)

四 国民の責務

国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。 (第六条関係)

第四 名誉及び生活の平穏への配慮

自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないものとする。 (第七条関係)

第五 施策の大綱

政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならないものとする。 (第八条関係)

第六 法制上の措置等

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないものとする。こと。 (第九条関係)

第七 年次報告

政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならないものとする。こと。 (第十条関係)

第八 基本的施策

一 調査研究の推進等

- 1 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。こと。
- 2 国は、1の施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制の整備を行うものとする。こと。

(第十一条関係)

二 国民の理解の増進

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。こと。 (第十二条関係)

三 人材の確保等

国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。こと。 (第十三条関係)

四 心の健康の保持に係る体制の整備

国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。こと。 (第十四条関係)

五 医療提供体制の整備

国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神科医の診療を受けやすい環境の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。こと。

すること。

(第十五条関係)

六 自殺発生回避のための体制の整備等

国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(第十六条関係)

七 自殺未遂者に対する支援

国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(第十七条関係)

八 自殺者の親族等に対する支援

国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(第十八条関係)

九 民間団体の活動に対する支援

国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。 (第十九条関係)

第九 自殺総合対策会議

一 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置くものとし、会議は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 (第二十条関係)

1 第五の大綱の案を作成すること。

2 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

3 1・2に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

二 会議は、会長及び委員をもって組織するものとし、会長は、内閣官房長官をもって充てるものとする。 (第二十一条第二項及び第二項関係)

三 委員は、内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てるものとする。 (第二十一条第三項関係)

四 会議に、幹事を置くものとし、幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命するものとする。幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助けるものとする。

(第二十一条第四項から第六項まで関係)

第十 その他

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。